公益社団法人那覇市シルバー人材センター

非就業会員の会費一部免除実施要綱

（目的）

第１条　会員の退会抑制策の一環として、非就業会員の会費の一部免除を行う。

（対象会員）

第２条　会費一部免除の対象となる会員は、これを「プラチナ会員」と称する。

２　プラチナ会員は、正会員の資格を維持するが、当センターから就業機会の提供を受けないものとする。

（プラチナ会員の認定）

第３条　プラチナ会員の認定を希望する会員は、理事長宛て「プラチナ会員認定申請書」（様式第１号）を提出し、理事長の承認を得なければならない。

２　理事長の承認日以降、当該プラチナ会員には就業機会の提供を行わない。

３　当該プラチナ会員については、承認日の属する年度の次年度以降の会費の半額を免除する。ただし、承認日の属する年度の４月１日から承認日までの間引き続き就業していない場合は、当該年度の会費についてもその半額を免除する。

（プラチナ会員の認定解除）

第４条　プラチナ会員の認定解除を希望する会員は、理事長宛て「プラチナ会員認定解除申請書」（様式第２号）を提出し、理事長の承認を得なければならない。

２　理事長の承認日以降、当該会員への就業機会の提供を再開する。

３　当該会員は、当該年度に免除された会費（会費の半額）を支払う義務を負い、次年度以降は会費を全額支払う義務を負う。

付　則

この要綱は、令和７年 10 月 27 日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

プラチナ会員認定申請書

公益社団法人
那覇市シルバー人材センター
　理事長　　様

申 請 日：　　年　　月　　日

住　　所：那覇市

氏　　名：

会員番号：

　私は、プラチナ会員として認定されることを希望するので、その旨申請します。

事務局処理欄	承認・認定：	年	月	日
	データ入力：	年	月	日

様式第２号（第４条関係）

プラチナ会員認定解除申請書

公益社団法人
那覇市シルバー人材センター
　理事長　　様

申 請 日：　　年　　月　　日

住　　所：那覇市

氏　　名：

会員番号：

　私は、プラチナ会員としての認定を解除されることを希望するので、その旨申請します。

事務局処理欄	承認・解除：	年　　月　　日
	データ入力：	年　　月　　日